

## 公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食の充実向上とそれを通じての食育の推進を支援するため、学校給食関係団体が行う学校給食の運営改善等の調査研究、研修会・講習会の開催、食育の指導等の事業に対して、予算の範囲内で公益財団法人徳島県学校給食会（以下「本会」という。）が行う補助金の交付（以下「補助金交付」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付対象者)

第2条 この要綱において補助金交付対象者は、学校給食の充実向上及び食育推進のための活動をしようとする者とする。

2 補助金は、営利活動、政治活動及び宗教活動等に使用してはならない。

### (補助金交付対象事業、補助金交付対象経費等及び補助金額等)

第3条 この要綱において補助金交付対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校給食に関する研修会、講習会、展示会、親子料理教室等の開催
- (2) 学校給食の運営改善等に関する調査研究、研究発表等
- (3) 学校給食を通じての食育の指導等
- (4) 学校給食を通じて県産物の消費拡大等、地産地消推進に関する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を充実向上させるための書籍、広報紙、パンフレット等の作成
- (6) その他、本会が進める学校給食の充実向上とそれを通じての食育推進に寄与すると認められる活動

### (補助金交付申請)

第4条 前条の事業に係る経費について、補助金交付の申請をしようとする者は、別紙様式1補助金交付申請書に当該事業に係る事業計画書を添付して、本会の理事長（以下「理事長」という。）あてに提出するものとする。

2 前項の申請手続は、毎年度、4月1日から7月末日までとし、原則として、毎年度、1団体1回とします。

### (補助金交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金交付請求書)

第6条 前条の補助金交付決定の通知を受けた者は、速やかに別紙様式3補助金交付請求書により、理事長あてに当該補助金交付の請求を行うものとする。

(補助金交付変更申請)

第7条 補助金交付決定後、事業の変更しようとする場合は、別紙様式4補助金交付事業変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 理事長は、前項の申請による補助金額等の変更がやむを得ないと認める場合は、別紙様式5補助金交付事業変更承認通知書により、補助金交付変更承認申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付を受けた者は、事業完了後すみやかに、別紙様式6補助金交付事業実績報告書を理事長あてに提出するものとする。

(報告・検査)

第9条 理事長は、必要があると認める場合は、補助金交付を受けた者に対して、交付等を受けた経費の経理等について報告を求め、事業実施状況及び関係書類等の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 理事長は、補助金交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金交付の決定を取消すことができる。

- (1) 偽りその他、不正な手段により交付等を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 第7条の補助金交付事業変更(中止・廃止)承認申請を要するのに当該手段をしなかったとき
- (4) 事業の不公正・不公平な実施状況等から当該事業の継続を不適当と認めたとき
- (5) その他、補助金交付決定後の事業変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 理事長は、前項の取消しをした場合、既に交付した補助金については、その全部若しくは一部の金額の返還を請求するものとする

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

別紙様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人徳島県学校給食会 理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者（責任者）名

㊞

**補助金交付申請書**

標記について、公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金交付事業計画書を添え下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 令和 年度事業計画書  
別紙のとおり

別 紙

令和 年度補助金交付事業計画書

事業の目的			
事業の内容			
事業の完了（予定）日	令和 年 月 日		
科目	①	②	備考
	事業費（円）	①のうち補助対象経費（円）	
合 計			

(注1) 科目は、報償費、旅費、需要費等事業実施に伴って必要となる科目を、事業費は、当該科目の所要額を、補助対象経費は、所要額のうち、補助の対象とする経費を、それぞれ記入してください。

(注2) 規約・会員名簿等がある場合は添付してください。

別紙様式2（第5条関係）

徳学給第 号  
令和 年 月 日

団体名  
代表者（責任者）名 様

公益財団法人徳島県学校給食会理事長

**補助金交付決定通知書**

令和 年 月 日付で申請のありました補助金については、下記のとおり交付決定します。  
補助金の執行については、「公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱」を遵守してください。

記

1 補助金交付決定額 円

別紙様式3（第6条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人徳島県学校給食会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者（責任者）名 ㊞

### 補助金交付請求書

標記について、公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付請求額

円

3 補助金請求取扱金融機関

金融機関名		支店名	
預金種別			
口座番号			
ふりがな 口座名義人			

別紙様式4（第7条第1項関係）

令和　年　月　日

公益財団法人徳島県学校給食会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者（責任者）名 ㊞

**補助金交付事業変更承認申請書**

令和 年 月 日付で補助金交付の決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後	備 考

別紙様式5（第7条第2項関係）

徳学給第 号  
令和 年 月 日

団体名  
代表者（責任者）名 様

公益財団法人徳島県学校給食会理事長

**補助金交付事業変更承認通知書**

令和 年 月 日付で承認申請のあった補助金交付事業変更を平成 年 月  
日付で承認したので、公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱第7条第2項の規定  
により通知します。

別紙様式6（第8条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人徳島県学校給食会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者（責任者）名 ㊞

**補助金交付事業実績報告書**

令和 年 月 日付で補助金交付決定のあった事業を実施したので、公益財団法人徳島県学校給食会補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助事業の名称

2 令和 年度事業実績報告

別紙、令和 年度補助金交付事業実績報告書のとおり。

別 紙

令和 年度補助金交付事業実績報告書

事 業 の 目 的			
事 業 の 内 容			
事 業 の 完 了 日	令和 年 月 日		
科 目	①	②	備 考
	事 業 費 (円)	①のうち補助対象経費(円)	
合 計			

(注1) 科目は、報償費、旅費、需要費等事業実施に伴って必要となる科目を、事業費は、当該科目の所要額を、補助対象経費は、所要額のうち、補助の対象とする経費を、それぞれ記入してください。

(注2) 領収書を添付してください。